

# 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次) 中間案に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間: 令和5年12月15日(金)～令和6年1月15日(月)
- 2 意見提出件数: 20件(14名)
- 3 御意見の要旨及び京都府の考え方

項目	意見の要旨	京都府の考え方
<b>I DV被害に気づく環境づくり</b>		
(1)暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供	<p>●DV被害者の女性は経済的にも苦しく、友人や親族を頼り、肩身の狭い思いで暮らすというイメージが根強いので、行政の制度を活用しながら自立して幸せになれるという事例を堅苦しく伝えるだけでなく、マンガ等を活用しながら幅広く周知することが必要。また、幼少期から教育の現場で「困っているなら助けるよ」というメッセージを伝えるとともに、「困っている場合は助けてもらって良い」という認識を広めることが重要。</p>	<p>○DV被害者が安心して生活できるということを幅広く周知していくために、多様な媒体を活用しながら広報・啓発に取り組んでまいります。</p>
(2)被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進	<p>●医療機関での診察時にDVに気づくこともあり、その場合身体的暴力が主であると思われるが、令和6年度のDV防止法の改正では精神的暴力についても対象に追加されることから、精神科や心療内科についても被害者と接することが増えると思われるので、外科や小児科だけでなく精神科等にもDVに関する啓発を実施してほしい。</p>	<p>○DV被害者に接する可能性がある診療科は、精神科だけでなく、内科、外科、産婦人科なども広く関わると考えられますので、啓発の対象や周知方法について民間団体や医療関係者等関係機関などから御意見を頂戴しながら啓発に取り組んでまいります。</p>
	<p>●DVの早期発見につなげるためにも発見した時の対応や適切な相談機関が分かるようにするとともに、「DVを許さない」という認識を皆が高めていけるような仕組みが必要。</p>	<p>○現在も関係機関で実施される研修や府民に対する啓発講座等、あらゆる機会を捉えてDVの啓発を実施しているところですが、今後も「DVを許さない」社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>
	<p>●子どもと接する保育現場では、DV被害を受けていると考えられるケースに直面することもあるが、「DV」や「面前DV」に関する職員の理解が不十分な状況もあり、二次的被害が生じる可能性もあることから、DVに接する可能性がある職務関係者に対して研修を徹底すべき。</p>	<p>○現在も関係機関向けに通報等の対応方法、相談支援機関の情報等をまとめた啓発物によりDV被害への対応について周知を行っているところですが、御意見も踏まえ、より幅広くDVに接する可能性がある職務関係者に研修等を実施しながら、DV対応の周知を図ってまいります。</p>
<b>II 暴力を許さない意識・環境づくり</b>		
(3)暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発の強化	<p>●小学生・中学生の時期から、自分のことは自分で守ること、したくないこと、嫌なことは嫌だと言って良いことなどは知っておくべき内容であるので、デートDV予防啓発は重要である。</p>	<p>○年代に応じた教育・啓発について、教育機関をはじめ関係機関との連携により、いのちやお互いを大切にする心を育む取組や、デートDV啓発に努めてまいります。</p>
<b>III 総合的な相談・保護体制の充実</b>		
(4)相談体制の充実・強化	<p>●DV被害者が相談やグループワークに赴くことに対して、周囲に知られると抵抗がある地域もあるため、相談のハードルを下げて、安心・安全に相談やグループワークに参加できる体制づくりを実施してほしい。</p>	<p>○若年層をはじめとした多様な方が気軽に相談できるよう、御意見も踏まえ、国が実施するオンラインやSNS相談と連携し、多様な方が相談しやすい体制を整えていくとともに、地域を問わず参加できるよう幅広い地域でグループワーク等を実施してまいります。</p>
	<p>●若い世代はスマートフォンを使って情報を得ることが多く、国においてもチャット相談を実施しているが、チャット相談においても安心して相談できる体制・環境を整えてほしい。</p>	<p>○京都府が実施している女性相談に関するチャット相談では専門の研修を受けた相談員が相談対応を行っており、DVに関しては国が実施するオンラインやSNS相談と連携し、多様な方が相談しやすい体制を整えてまいります。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
(4)相談体制の充実・強化	<p>●DVは外部から発見しにくく潜在化しやすく、また、暴力はエスカレートする傾向があるので、いかに早期発見するかが大切だが、発見しても踏み込んで聞くことがデリケートな問題で対応が素人には難しいので、DVの相談支援センターの対応力の強化、専門家との連携が必要。</p>	<p>○DVの相談対応は専門性が高く技量も必要であるため、引き続き、職員の対応力の向上及び専門家等関係機関と連携した相談体制の充実に努めてまいります。</p>
	<p>●地域によっては経済的貧困等によりDVが多く存在するところもあり、そのような家庭で育つと次世代でも同じ状況が起こるといふ悪循環が起こりやすいので、状況を打開するためにも、地域にある相談窓口の啓発が必要。</p>	<p>○DV被害者などの困難な問題を抱える女性に対して、より身近な地域において寄り添った相談対応を行っている相談窓口の存在を周知することは重要であると考えており、積極的な広報・啓発により適切な支援につなげるよう努めてまいります。</p>
	<p>●相談員に対する専門的な研修とは具体的にどのような研修を実施しているのか。</p>	<p>○市町村の相談窓口で対応する職員や民間団体職員を対象に、実際の相談内容を参考にした事例検討等の研修を実施し、各相談窓口の対応力強化に努めています。</p>
(5)緊急保護の充実	<p>●「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」中間案では、一時保護の際の留意事項や被害者回復、同伴児への支援等について記載されているため、DV計画においても盛り込んでほしい。</p>	<p>○御意見も踏まえ、一時保護に関する内容について追記いたしました。</p>
(6)DV家庭に育つすべての子どもへの支援	<p>●子どもの権利条約では子どもの「意見表明権」が重要視されており、親子分離する場合には特に重要であることから、DVで避難する場合に、子どもの意見をどのように取り入れ、支援に反映させるか方向性を示すことが必要。</p>	<p>○子どもの意思を確認し、一時保護委託の活用など支援策を検討してまいります。</p>
	<p>●虐待防止対策が重要視されているので、民間の支援団体に対して虐待防止対策とあわせてDV防止対策の視点を伝え、虐待とDV防止対策を一緒に取り組むネットワークが必要。</p>	<p>○児童虐待とDVは密接に関連していることから一体的な対策を進めることが重要であり、各分野で支援にあたっていただく関係機関との連携を進めてまいりたいと考えます。</p>
(7)外国人、障害のある人、高齢者、性的マイノリティ(性的少数者)等の被害者への支援の充実及び男性被害者、加害者への対応	<p>●外国人被害者支援の際に、翻訳した資料や翻訳機の活用だけでなく、対面での支援の場で相談内容の聞き取りをするには通訳の同席が必要であるため、支援団体への財政的支援を含めた体制づくりが重要。</p>	<p>○日本語が十分理解できない方については、適切な相談支援に向けた対応が必要であると考えております。京都府では、日本語を母国語としないDV被害者の自立支援施策として通訳派遣事業を実施しておりますので、計画に追記いたしました。</p>
	<p>●外国人のDV被害者の場合、在留資格が失効している場合もあり、そのような人は本人が発覚を恐れ相談を躊躇し、支援に繋がっていないことも多いので、在留資格の有無を問わず支援を行い、支援の中で、支援機関や専門家と連携して在留資格の取得や更新に向け取り組む必要がある。</p>	<p>○京都府におけるDV相談支援の対象としている外国人には、在留資格の有無で制限はかけておりません。今後も適切な支援を提供するため、関係機関と連携した取組を進めてまいります。</p>
	<p>●長年、外国人の電話相談などをしており、多様な相談を受けながら、関係機関につないでいる。言葉の壁もあり、支援団体として行政と連携するケースが増えているが、職員雇用に伴う財政負担の問題もあり、ボランティア支援での対応に限界があり、支援を十分にできないという課題を抱えている。民間だけでは対応が不十分なので、行政にも協力・財政支援を進めてほしい。</p>	<p>○外国人支援における民間団体の役割は重要であると考えており、必要な支援につなげられるよう民間団体との連携に努めてまいります。</p>

項目	意見の要旨	京都府の考え方
<b>IV 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化</b>		
(8)支援策の充実・強化	(なし)	
(9)生活の安定と心身回復へのサポート	<p>●DV被害者の心のケアには時間を要し、地域で暮らしていくにはサポートが必要。長期間のカウンセリング及び生活のサポートには財政的支援と自立支援が必要。</p>	<p>○被害者の自立には心理的ケアが必要不可欠であると考えており、今後とも必要な支援が継続して行えるよう努めてまいります。</p>
(10)関係機関の連携強化	<p>●京都府北部では地域の中で声を上げにくく、支援が繋がりにくい状況があるため、地域でDVについて啓発し、民間団体の力を借りながら連携して支援できる体制を構築することが必要。</p>	<p>○DVIに関する法定協議会を設置し、地域ごとに関係機関がそれぞれの専門性を活かし、個別ケースも含めて連携を図りながら支援を行うことで、支援の充実を図ってまいります。</p>
<b>V 被害者の状況に応じた支援体制の推進</b>		
(11)民間支援団体との連携・支援	<p>●子どもに対する暴力については、各医療機関が体制を整え、対応を進めているので、DVについても各医療機関が被害者を早期に発見し、報告して支援につなげるシステムができればよい。また、虐待からDVが発覚するケースについては関係機関との連携を進めることが重要。</p>	<p>○医療機関を受診された方が相談しやすいよう、医療従事者にDV被害者が受診してきた際の対応手順等を配布するなど、医療機関において周知・啓発から支援につながるよう取り組んでまいります。</p>
	<p>●相談、保護、自立支援に至らなくても居場所づくり事業を行っている団体は計画に記載の民間支援団体に含まれるか。</p>	<p>○直接DVに関する相談、保護、自立支援を行われていなくても、DV被害者の支援につながる可能性がある居場所づくり事業実施団体も民間支援団体に含まれると考えております。</p>
	<p>●民間支援団体等職員に対する専門的な研修とは具体的にどのような研修を実施しているのか。</p>	<p>○市町村の相談窓口で対応する職員や民間団体職員を対象に、実際の相談内容を参考にした事例検討等の研修を実施し、各相談窓口の対応力強化に努めています。</p>
(12)都道府県間の広域連携体制の充実	(なし)	
(13)苦情処理体制の整備	(なし)	
<b>全般・その他</b>		
	(なし)	